

# 指定訪問介護重要事項説明書

あなたが、「飯田市社協ヘルパーステーション」の訪問介護サービスを開始するにあたり、説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者概要

法人名	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会
法人所在地	飯田市東栄町3108番地1
電話番号	0265 (53) 3040
代表者氏名	会長 原 重 一
設立年月日	昭和38年7月15日

【基本理念】 ・わたくしたちは、地域と命の尊さを守るため「新たな福祉の創造による改革」を行い地域社会に貢献します。

【居宅介護支援】	開設年月日	指定番号
飯田市社協介護相談センター	平成11年9月30日	2070500208
飯田市社協南信濃介護相談センター	平成15年8月1日	2072500883

【介護予防支援】	開設年月日	指定番号
飯田市社協介護相談センター	平成18年4月1日	2070500208
飯田市社協南信濃介護相談センター	平成18年4月1日	2072500883

【訪問介護】	開設年月日	指定番号
飯田市社協ヘルパーステーション	平成11年10月29日	2070500240

【基準該当訪問介護】	開設年月日	指定番号
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	令和2年10月1日	2080500040

【飯田市総合事業訪問型サービス】	開設年月日	指定番号
飯田市社協ヘルパーステーション	平成30年4月1日	2070500240
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	令和2年10月1日	2072500016

【通所介護】	開設年月日	指定番号
いいだデイサービスセンター	平成11年12月27日	2070500323
北部デイサービスセンター	平成11年12月27日	2070500331
上郷デイサービスセンター	平成12年1月30日	2070500356
竜東デイサービスセンター	平成12年1月31日	2070500349
南信濃デイサービスセンター	平成15年8月1日	2072500859

【飯田市総合事業通所型サービス】	開設年月日	指定番号
いいだデイサービスセンター	平成30年4月1日	2070500323
北部デイサービスセンター	平成30年4月1日	2070500331
上郷デイサービスセンター	平成30年4月1日	2070500356
竜東デイサービスセンター	平成30年4月1日	2070500349
南信濃デイサービスセンター	平成30年4月1日	2072500859

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】	開設年月日	指定番号
遠山荘	平成16年4月1日	2072500958
飯田荘	平成20年4月1日	2070500885
第2飯田荘	平成20年4月1日	2070500877

【短期入所生活介護（ショートステイ）】	開設年月日	指定番号
遠山荘	平成16年4月1日	2072500958
飯田荘	平成20年4月1日	2070501370
第2飯田荘	平成20年4月1日	2070501388

【介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）】	開設年月日	指定番号
遠山荘	平成18年4月1日	2072500958
飯田荘	平成23年7月1日	2070501370
第2飯田荘	平成23年7月1日	2070501388

## 2. 事業所名

事業所名	飯田市社協ヘルパーステーション
指定番号	長野県 2070500240
所在地	飯田市東栄町3171番地1
電話番号	0265(53)2035

## 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自宅において自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、訪問介護サービスを提供します。
運営の方針	飯田市の在宅サービスの先駆者としての経験をふまえ、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、自立した生活を営むことが出来るよう支援します。

## 4. 職員体制

当事業所では、指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従業者の職種	常勤
管理者	1名
サービス提供責任者	1名以上（利用者40名に対して1名以上）
訪問介護員	2.5名以上（常勤換算方法）

## 5. 営業日・営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間

## 6. 営業区域

飯田市内。（南信濃・上村除く）

## 7. 利用料金

単位数＝利用料金（負担額は負担割合証に応じた額となります）ですが、利用限度額を超える単位数は全額負担（介護保険対象外）単位数×10＝利用料金になります。

利用単位	サービスに要する時間	サービスに要する時間				
		20分未満	30分未満	1時間未満	1時間半未満	1時間半以上 (30分増すごとに)
身体介護	20分以上45分未満	179単位	268単位	426単位	624単位	90単位
	45分以上					
生活援助	20分以上45分未満	197単位		242単位		
	45分以上					
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20分以上(例・身体30+生活)	72単位 (268+72=340)		143単位 (268+143=411)		70分以上
	70分以上					

☆上記利用料金は、実際にサービスに要した時間でなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービスを行うために標準的に必要となる時間に基づき計算されます。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば介護保険給付の対象となります。

\*夜間(午後6時から午後10時まで) ……25%

\*深夜(午後10時から翌午前6時まで) ……50%

\*早朝(午前6時から午前8時まで) ……25%

☆やむを得ない事情で2人の訪問介護員がサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で、通常料金の2倍の料金をいただきます。

**加算額**

加算 単 位 数	初回加算	200単位
	緊急時訪問介護加算	100単位／1回
	特定事業所加算Ⅱ	所定単位数に10%を乗じた単位数
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	利用総単位数に加算率24.5%を乗じた単位数

☆上記利用料及び加算額につきましてはご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から支払われます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。これらの場合「サービス提供証明書」を発行しますので、飯田市へ保険給付の申請を行って頂きます。

☆利用取消に伴う費用弁償

- ①利用当日ヘルパー訪問時に留守又は取消になった場合 1,000円(月末請求、翌月現金支払い)
- ②次の事由による利用取消は費用弁償を求めません。
  - ア ご利用者の病気等体調不良による取消 イ 葬儀等社会通念上緊急やむを得ない取消

**8. 利用料金のお支払い方法**

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご利用明細書を作成し請求いたします。  
以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア、金融機関等口座から自動引き落とし 郵便局 信用金庫 八十二銀行 農協  
イ、下記指定口座への振り込み 飯田市社会福祉協議会 社会福祉事業 飯田信用金庫  
ウ、現金払い

**9. サービス提供責任者**

サービス提供責任者はご利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったりサービス内容を変更したいときには、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。(担当の訪問介護員に直接お話を下さってもかまいません。)

〈サービス提供責任者の業務〉

- ①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧その他サービスの内容の管理について必要な業務

**10. 苦情相談申立窓口**

相談申立窓口	受付時間	電話番号	面接場所
飯田市社協ヘルパーステーション	月曜日から金曜日 祝日・年末年始除く午前8時30分 から午後5時30分まで	0265-53-2035 FAX 0265-53-7576	飯田市東栄町3171-1
飯田市社会福祉協議会 苦情対策・改善委員会	月曜日から金曜日 祝日・年末年始除く午前8時30分 から午後5時30分まで	0265-53-3040	飯田市東栄町3108-1
飯田市役所長寿支援課 介護認定支援係 長寿支援係	月曜日から金曜日 祝日・年末年始除く午前8時30分 から午後5時15分まで	0265-22-4511	飯田市役所 長寿支援課
県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	月曜日から金曜日 祝日・年末年始除く午前8時30分 から午後5時15分まで	026-238-1555	長野県国民健康保険 団体連合会

相談申立窓口	電話番号
飯田市社会福祉協議会第三者委員 伊藤 実 森山 祐子 篠田 光子	080-5144-7582 080-5144-7583 080-5144-7584

〈苦情解決担当責任者〉  
所長 仲井 良光  
※第三者評価機関による評価は、  
実施していません。

**11. 事業所の具体的義務**

(1) 身体拘束等の適性化

事業者は身体拘束等の適性化のための指針を整備し、従事者に対し研修を定期的実施するとともに対策を検討する委員会を開催します。やむを得ず身体拘束を行う場合には、理由・時間・内容等を記録し、職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、虐待防止委員会を開催するとともに研修を実施します。  
【虐待防止責任者：管理者（所長）仲井 良光】

(3) 守秘義務

事業者及び従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者・家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後も同様です。又、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族に関する個人情報を用いません。

**12. 事故と損害賠償**

1. 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・ご利用者のご家族・主治医に連絡して必要な措置を講じます。
2. 火災、地震、風水害の場合は、既定の「消防計画」に従い対策をとります。
3. 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によってご利用者に損害を与えた場合には、速やかにご利用者の損害を賠償します。  
ただし、ご利用者又はご利用者のご家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。  
飯田市社協ヘルパーステーション

説明者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者の家族又は関係者（続き柄等）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（続き柄等）